

ID: 55

担当部署: 教育委員会 なよろ市立天文台 業務係

処分の概要	観覧料等の減免																					
例 規 名 根 拠 条 項	なよろ市立天文台条例 第11条																					
例 規 番 号	平成21年条例第27号																					
<p>【根拠条文】 (観覧料等の減免) 第 11 条 市長は、教育委員会規則で定める事由があるときは、観覧料及び使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及びなよろ市立天文台条例施行規則第11条の規定による。 (観覧料等の減免) 第 11 条 条例第 11 条の規定による観覧料の減免基準は別表第 1 のとおりとし、使用料の減免基準は別表第 2 のとおりとする。 2 前項の規定により観覧料及び使用料の減免を受けようとする者は、なよろ市立天文台観覧料・使用料減免申請書(別記様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>別表第 1 (第 11 条関係) 観覧料の減免</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>(2) 学校教育関係団体、社会教育団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合</td> <td>5 割減額</td> </tr> <tr> <td>(3) 学校教育活動で利用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>(4) その他市長が特に必要と認めた場合</td> <td>5 割減額又は免除</td> </tr> </table> <p>別表第 2 (第 11 条関係) 使用料の減免</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>(2) 学校教育関係団体、社会教育団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合</td> <td>5 割減額</td> </tr> <tr> <td>(3) 学校教育活動で利用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>(4) 半数以上が障がい者を有する者で構成する団体</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>(5) 半数以上が 65 歳以上の者で構成する団体</td> <td>5 割減額</td> </tr> <tr> <td>(6) その他市長が特に必要と認めた場合</td> <td>5 割減額又は免除</td> </tr> </table> <p>備考 申請者が政治活動又は宗教活動を行うもの、営利を目的とした利用については、減免の対象としない。</p>			(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合	免除	(2) 学校教育関係団体、社会教育団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合	5 割減額	(3) 学校教育活動で利用する場合	免除	(4) その他市長が特に必要と認めた場合	5 割減額又は免除	(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合	免除	(2) 学校教育関係団体、社会教育団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合	5 割減額	(3) 学校教育活動で利用する場合	免除	(4) 半数以上が障がい者を有する者で構成する団体	免除	(5) 半数以上が 65 歳以上の者で構成する団体	5 割減額	(6) その他市長が特に必要と認めた場合	5 割減額又は免除
(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合	免除																					
(2) 学校教育関係団体、社会教育団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合	5 割減額																					
(3) 学校教育活動で利用する場合	免除																					
(4) その他市長が特に必要と認めた場合	5 割減額又は免除																					
(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合	免除																					
(2) 学校教育関係団体、社会教育団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合	5 割減額																					
(3) 学校教育活動で利用する場合	免除																					
(4) 半数以上が障がい者を有する者で構成する団体	免除																					
(5) 半数以上が 65 歳以上の者で構成する団体	5 割減額																					
(6) その他市長が特に必要と認めた場合	5 割減額又は免除																					
標準処理期間	3日																					
備考																						

設定年月日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	令和 2 年 7 月 1 日